

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	8		その日の利用人数や児童の様子に合わせて、環境づくりに努めております。また運動療育や集団活動等ができる療育室もありません。活動内容に合ったスペースの確保を心がけております。	
	2	8		国が定める配置基準は満たしており、しっかりと療育ができるよう職員の配置をおこなっております。個別の療育や集団活動等、支援内容に合わせて職員配置を工夫して療育をおこなっております。	
	3	8		療育室は3部屋あり、机上での学習を行う部屋、運動療育や集団活動を行う部屋と療育内容により分けて使用しております。児童の特性に応じて室内を移動する際は援助や見守りをおこなっております。玄関、室内に段差はなく、車椅子での移動には支障のない環境です。	
	4	8		療育室は3部屋あり、机上での学習を行う部屋、運動療育や集団活動を行う部屋と療育内容により分けて使用しております。児童の特性に応じて室内を移動する際は援助や見守りをおこなっております。玄関、室内に段差はなく、車椅子での移動には支障のない環境です。	
	5	8		療育後に整理整頓、掃除機や床拭き、机などの消毒をおこなっており、清潔を保つように努めております。また全部屋に空調を完備しており、細かな温度調節、定期的な換気をおこなうことで心地よく過ごせる環境になるよう努めております。	
業務改善	6	8		すべての職員で話し合い、情報共有、共通理解ができるよう、月に1回のリフレクション会議や毎日ミーティングを実施するなど、密に話し合う時間を設けております。また職員が周知徹底できるようにすべての記録を残し、確認できるようにしております。	
	7	8		評価表の内容を保護者様が分かりやすいよう説明の記入も一緒に添削しております。また保護者様のご意向の把握をおこない業務改善につながるよう、職員全員での話し合いの場を設けております。	
	8	8		月に1回のリフレクション会議にて職員の意見を交換し、業務改善に努めております。また、全職員が確認できるように記録しております。	
	9	8		現時点では第三者評価は実施できておりません。	今年度から第三者委員として監査役に依頼をしております。
	10	8		年間で社内研修の計画を立案し、実施しております。全職員が研修記録を確認できるように記録を残し、情報共有をおこなっております。	
適切な支援の提供	11	8		支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。	支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12	8		送迎時や家族支援で、連絡帳でのやり取りなどあらゆる機会を捉えて、保護者様へ現状についてお伝えするとともに、保護者様のご意向やご要望、気になる点を伺い、児童発達支援管理責任者が中心となり、職員間で話し合いをおこない、その都度日々の療育や児童発達支援計画に反映させております。	
	13	8		児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、児童の支援に関わる職員が共通理解の下で、児童の最善の利益を考慮した検討が行われている。	
	14	8		児童発達支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われている。	
	15	8		児童の適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認している。	
	16	8		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「家族支援」「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	
	17	8		活動プログラムの立案をチームで行っている。	
	18	7	1	児童の特性、当日の様子を見ながら、個別療育や集団活動、季節の製作など、職員各々が固定化しない活動内容を工夫しております。また理学療法士の指導のもと、さまざまな運動療育も取り入れております。	今後も保護者様のご意向もお聞きし、児童の成長につながるプログラムも取り入れ、楽しく療育できるよう工夫してまいります。
	19	8		児童一人ひとりの特性に応じて目標を設定し、個別活動・集団活動と適宜組み合わせる支援計画を作成しております。その日の体調や様子も踏まえ目標にあった支援を日々おこなっております。	
	20	8		毎日朝礼を行う中で必ず打ち合わせをし、その日の利用児童の情報確認や役割分担のホワイトボードに掲示することですべての職員が共有しております。また送迎時に保護者様からの伝達などがあつた際には、伝達漏れがないようにすべての職員へ情報共有を行い、共通認識を図っております。	
関係機関や保護者様との連携	21	8		一人ひとりのその日の支援に対し、成功点・工夫・気になる点などを共有し、次回利用時の支援につなげております。勤務時間・業務の都合により参加できない場合もあるため、伝え合いや連絡ノート、翌日の朝礼などで必ず共有できるように努めております。	
	22	8		日々の支援に関して記録を必ず当日に記録し、支援内容や当日の体調、情緒等を記録し、振り返りに活用できるようにしております。記録内容はできるだけだけでなく、苦手なことなども記録し、次の支援につなげております。	
	23	8		少なくとも6カ月に1回はモニタリングをおこない、個々の成長に合わせて児童発達支援計画の見直しをおこなっております。	
	24	8		担当者会議の対象児童について児童発達支援管理責任者を中心に職員で話し合いをおこない、基本的には児童の状況に精通している児童発達支援管理責任者が担当者会議に参画しております。今後の方向性についても打ち合わせができるよう努めております。	
	25	8		協力医療機関、児童を取り巻く関係機関等と密に情報共有や共通理解を持ち、連携して支援をおこなっております。	
	26	8		保育園、幼稚園、認定こども園等関係機関と密に連携を図り、児童の日々の様子、療育での様子を共有し、相互理解に努めております。	
	27	8		就学前に移行の際には、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	
	28	8		地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組を行っている。	
	29	8		質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させている。	
	30	8		（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している。	
保護者様への説明責任等	31	8		2カ月に1回の子ども部会、月に1回の通所分科会に参加し、機会を設けております。	
	32	8		今年度、外部の児童との交流機会をもつことはできておりません。	今後、保護者様のご意向にも配慮し、慎重に検討してまいります。
	33	8		連絡帳でのやりとりや送迎時の機会、場合によっては面談や電話相談を活用し、保護者様と児童の様子や発達状況、課題について情報共有をおこない、共通理解を深めております。	
	34	6	2	保護者様の子育てのお悩みやご相談に寄り添った支援を心掛け、保護者様に支援内容を深くご理解いただき、お悩みの解決手段や、児童の成長のためにご家庭でできる支援や協力を取り組んでいただいております。ご希望や相談内容によって面談をおこない、対応できるように努めております。	今後ご相談しやすい環境づくりに努めてまいります。保護者様が不安や悩みごとをお持ちの際には、一緒に考え、解決へ向かうよう、事業所からも積極的な働きかけを心掛けてまいります。
	35	8		定期的な、保護者様からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。	
	36	8		児童発達支援計画を作成する際には、児童や保護者様の意思の尊重、児童の最善の利益の真実考慮の観点から、児童や保護者様の意向を確認する機会を設けています。	
	37	8		「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている。	
	38	8		父母の会の活動を開催することや、保護者会等を開催する等により、保護者様同士で交流する機会を設ける等の支援をしています。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしています。	今後は保護者会の開催を検討していきます。ただプライバシー保護の観点から、開催時にはアンケート等を実施し、保護者様のご意向を確認したうえで決定してまいります。
	39	8		児童や保護者様からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、相談や保護者様に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。	
	40	8		定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している。	
非常時等の対応	41	8		個人情報取扱いは十分留意している。	
	42	8		障がいのある児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている。	
	43	8		事業所の行事は地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っている。	今後、保護者様のご意向を伺いながら地域への働きかけを検討してまいります。
	44	8		事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防災マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。	
	45	8		業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っている。	
	46	8		事前には、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を把握している。	
	47	8		食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている。	
	48	8		安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われている。	
	49	8		児童の安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づき取組内容について、家族等へ周知している。	
	50	8		ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた対策について検討している。	
51	8		事業所に虐待防止責任者を選定・配置し、事業所内研修にて児童への対応、適切な対応を再確認できる機会を設け、認識を深めております。		
52	8		契約時に利用契約書の身体拘束の禁止の記載を一緒に確認していただいております。生命または身体を保護するために、やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、児童発達支援計画に記載し、説明を十分におこなうよう努めて保護者様の同意を得るようしております。		